

Z—68—E 〔第一問〕 相続税法 解答速報

〔 問1の解答は1枚目から3枚目に、問2の解答は
4枚目から6枚目の所定の箇所に記入しなさい。 〕

問1

| | |
|-----------------------------------|---|
| 〔相続税法において個人以外の者に相続税を課すこととされている規定〕 | |
| 1 | 内 容 |
| (1) | 人格のない社団等 ^④ |
| | 人格のない社団等に対し財産の贈与、遺贈又は設立のための提供（以下「贈与等」という。）があった場合において、その人格のない社団等を個人とみなして、贈与税又は相続税を課する。 |
| (2) | 持分の定めのない法人 ^④ |
| | 持分の定めのない法人に対し財産の贈与等があった場合において、その贈与等によりその贈与等をした者の親族その他これらの者と特別の関係がある者の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められるときは、その持分の定めのない法人を個人とみなして、贈与税又は相続税を課する。 |
| (3) | 特定一般社団法人等 ^⑥ |
| | 一般社団法人等の理事である者（その一般社団法人等の理事でなくなった日から5年を経過していない者を含む。）が死亡した場合において、その一般社団法人等が特定一般社団法人等に該当するときは、その特定一般社団法人等はその死亡した者（以下「被相続人等」という。）の相続開始の時ににおけるその特定一般社団法人等の純資産額（その有する財産の価額の合計額からその有する債務の価額の合計額を控除した金額として一定の金額をいう。）をその時ににおけるその特定一般社団法人等の同族理事の数に一を加えた数で除して計算した金額に相当する金額をその被相続人から遺贈により取得したものと、その特定一般社団法人等は個人とそれぞれみなしてその特定一般社団法人等に相続税を課する。 |
| (4) | 受益者等が存しない信託等の特例 ^⑥ |
| | 以下の①又は②の適用がある場合において、これらの信託の受託者が個人以外であるときは、その受託者を個人とみなす。 |
| ① | 受益者等が存しない信託の効力が生ずる場合において、その信託の受益者等となる者がその信託の委託者の親族であるとき（その信託の受益者等となる者が明らかでない場合にあつては、その信託が終了した場合に |

問1 (続き)

| |
|---|
| その委託者の親族がその信託の残余財産の給付を受けることとなるとき)は、その信託の効力が生ずる時に |
| において、その信託の受託者は、その委託者からその信託に関する権利を贈与(その委託者の死亡によりその |
| 信託の効力が生ずる場合にあっては、遺贈)により取得したものとみなす。 |
| ② 受益者等の存する信託について、その信託の受益者等が不存在となった場合において、その受益者等の次に |
| 受益者等となる者がその信託の効力が生じた時の委託者又はその次に受益者等となる者の前の受益者等の親族 |
| であるとき(その次に受益者等となる者が明らかでない場合にあっては、その信託が終了した場合にその委託 |
| 者又はその次に受益者等となる者の前の受益者等の親族がその信託の残余財産の給付を受けることとなるとき) |
| は、その受益者等が不存在となった時において、その信託の受託者は、その次に受益者等となる者の前の受益 |
| 者等からその信託に関する権利を贈与(その次に受益者等となる者の前の受益者等の死亡によりその次に受益 |
| 者等となる者の前の受益者等が存しないこととなった場合にあっては、遺贈)により取得したものとみなす。 |
| 2 計算方法 |
| (1) 人格のない社団等及び持分の定めのない法人④ |
| ① 1(1)又は(2)の場合においては、贈与により取得した財産について、贈与者の異なるごとに、その贈与者の |
| 各一人のみから財産を取得したものとみなして算出した贈与税額の合計額をもって納付すべき贈与税額と |
| する。 |
| ② 1(1)又は(2)の適用がある人格のない社団等又は持分の定めのない法人に課される贈与税又は相続税の額に |
| ついては、これらの人格のない社団等又は持分の定めのない法人に課されるべき法人税相当額等を控除する。 |
| (2) 特定一般社団法人等④ |
| ① 相続税額の計算 |
| 1(3)の規定により特定一般社団法人等に相続税が課税される場合には、その特定一般社団法人等の相続税 |
| の額については、1(2)の規定によりその特定一般社団法人等に課された贈与税及び相続税の税額を控除する。 |
| ② 生前贈与加算の不適用 |
| 1(3)の規定の適用がある場合において、特定一般社団法人等が被相続人に係る相続の開始前3年以内に |
| その被相続人から贈与により取得した財産の価額については、生前贈与加算の規定は、適用しない。 |

問2

| |
|--|
| (1) 特定居住用宅地等の適用要件 ¹² |
| 被相続人又はその被相続人と生計を一にしていたその被相続人の親族（以下「被相続人等」という。）の居住 |
| の用に供されていた宅地等（その宅地等が2以上ある場合には、主としてその居住の用に供していた一の宅地等 |
| に限る。）で、その被相続人の配偶者又は次の要件のいずれかを満たすその被相続人の親族（その被相続人の |
| 配偶者を除く。以下(1)において同じ。）が相続又は遺贈により取得したものをいう。 |
| ① その親族が相続開始の直前においてその宅地等の上に存するその被相続人の居住の用に供されていた一棟の |
| 建物（その被相続人、その被相続人の配偶者又はその親族の居住の用に供されていた部分として、一定の部分 |
| に限る。）に居住していた者であって、相続開始時から相続税の期限内申告書又は義務的修正申告書の |
| 提出期限（以下「申告期限」という。その親族が申告期限前に死亡した場合にはその死亡の日。(2)①を除き |
| 以下同じ。）まで引き続きその宅地等を有し、かつ、その建物の居住していること。 |
| ② その親族（その被相続人の居住の用に供されていた宅地等を取得した者で一定のものに限る。）が次に |
| 掲げる要件の全てを満たすこと（その被相続人の配偶者又は相続開始の直前においてその被相続人の居住 |
| の用に供されていた家屋に居住していた親族でその被相続人の法定相続人がいない場合に限る。）。 |
| イ 相続開始前3年以内に法施行地にあるその親族、その親族の配偶者、その親族の3親等内の親族又は |
| その親族と特別の関係がある法人が所有する家屋（相続開始の直前においてその被相続人の居住の用に |
| 供されていた家屋を除く。）に居住したことがないこと。 |
| ロ その被相続人の相続開始時にその親族が居住している家屋を相続開始前のいずれの時ににおいても所有 |
| していたことがないこと。 |
| ハ 相続開始時から申告期限まで引き続きその宅地等を有していること。 |
| ③ その親族がその被相続人と生計を一にしていた者であって、相続開始時から申告期限まで引き続きその |
| 宅地等を有し、かつ、相続開始前から申告期限まで引き続きその宅地等を自己の居住の用に供していること。 |
| |
| |
| |
| |

Z-68-E [第二問] 相続税法 解答速報

1 各相続人等の相続税の課税価格の計算

(1) 相続又は遺贈により取得した個々の財産(次の②及び③に該当するものを除く。)の価額の計算 (単位:円)

| 財産の種類 | 取得者 | 課税価格に算入される金額 | 計 算 過 程 |
|-------|------------|--------------------------|---|
| 宅地H | 配偶者乙 | 176,410,080② | $500,000 \times 0.99 = 495,000 > 510,000 \times 0.97 = 494,700 \therefore 500,000$ が正面路線 ① $500,000 \times 0.99 + 510,000 \times 0.97 \times 0.08 = 534,576$ ② $534,576 \times 330\text{m}^2 = 176,410,080$ |
| 宅地I | 養子E | 91,327,500② | ① $750,000 \times 0.99 \times 150\text{m}^2 = 111,375,000$ ② $111,375,000 \times *0.82 = 91,327,500$ ※ $\frac{56\text{m}^2}{150\text{m}^2} = 37.3\cdots\%$ 、容積率400% $\therefore 0.82$ |
| 宅地J | 配偶者乙 子C | 60,800,000 60,800,000 | ① $380,000 \times 1.00 \times 320\text{m}^2 = 121,600,000$ ② $121,600,000 \times \frac{1}{2} = 60,800,000$ ① |
| 建物K | 配偶者乙 子C | 9,000,000 9,000,000 | ① $18,000,000 \times 1.0 = 18,000,000$ ② $18,000,000 \times \frac{1}{2} = 9,000,000$ ① |

(1) 相続又は遺贈により取得した個々の財産(次の(2)及び(3)に該当するものを除く。)の価額の計算(続き)

(単位:円)

| 財産の種類 | 取得者 | 課税価格に算入される金額 | 計 算 過 程 |
|-------------------------|------|--------------|--|
| 宅地L | 孫 D | 43,350,000② | $150,000 \times \text{※1} 1.00 \times \text{※2} 0.85 \times 340\text{m}^2 = 43,350,000$ $\text{※1} \frac{340\text{m}^2}{14\text{m}} = 24.2\cdots\text{m} > 22\text{m} \rightarrow 22\text{m} \therefore 1.00$ $\text{※2} \text{地積区分A、} \frac{616\text{m}^2 - 340\text{m}^2}{28\text{m} \times 22\text{m} (=616\text{m}^2)} = 44.8\cdots\% \therefore 0.85$ |
| 山林P | 養子C' | 19,640,000② | $(55,000 \times 1.1 - 11,400) \times 400\text{m}^2 = 19,640,000$ |
| Q社株式 | 養子E | 58,300,000① | $\left. \begin{array}{l} \text{①} 2,950 \\ \text{②} 2,920 \\ \text{③} 2,915 \\ \text{④} 2,960 \end{array} \right\} \therefore 2,915$ $2,915 \times 20,000\text{株} = 58,300,000$ |
| R社転換社債 型新株予約権 付社債 | 子 A | 10,500,000② | $\text{①} \frac{120,000,000 - 40,000,000}{1,000} \div 800,000\text{株} = 0.1$ $\frac{1,550 + 1,000 \times 0.1}{1 + 0.1\text{株}} = 1,500$ $\text{②} 1,500 > 1,000$ $\therefore 1,500 \times \frac{100}{1,000} \times \frac{7,000,000}{100} = 10,500,000$ |

(1) 相続又は遺贈により取得した個々の財産(次の(2)及び(3)に該当するものを除く。)の価額の計算(続き)

(単位:円)

| 財産の種類 | 取得者 | 課税価格に算入される金額 | 計算過程 |
|---------------|------|--------------|-----------------------------|
| Sゴルフ会員権 | 養子C' | — | 単にプレーができるだけのものは評価しない。① |
| U銀行 外貨普通預金 | 孫 F | 21,680,000① | 200,000ドル×108.40=21,680,000 |
| | | | |

(2) 相続又は遺贈により取得した個々の財産(取引相場のないO社株式)の価額の計算

イ 評価方法の判定

(単位:円)

| | |
|--|--|
| $\frac{\text{乙}100\text{個} + \text{A}200\text{個} + \text{H}50\text{個}}{500\text{個}} = 70\% > 50\% \therefore \text{同族株主等}$ | |
| $\left. \begin{array}{l} \text{配偶者乙} \quad \frac{100\text{個}}{500\text{個}} = 20\% \geq 5\% \\ \text{子 A} \quad \frac{200\text{個}}{500\text{個}} = 40\% \geq 5\% \\ \text{孫 H} \quad \frac{50\text{個}}{500\text{個}} = 10\% \geq 5\% \end{array} \right\} \therefore \text{原則的評価方式①}$ | |

ロ 資産及び負債の計算

| (イ) 資産の部 | | | (単位：円) |
|-------------------------|-------------|-------------|---|
| 科 目 | 帳 簿 価 額 | 相 続 税 評 価 額 | 計 算 過 程 |
| 現 金 預 金 | 15,327,000 | 15,327,000 | |
| 受 取 手 形 | 2,000,000 | 2,000,000 | |
| 売 掛 金 | 32,814,000 | 32,814,000 | 千円未満切捨 ① |
| 商 品 | 4,393,000 | 4,393,000 | |
| 建 物 | 35,000,000 | 28,200,000 | $30,000,000 \times 1.0 \times 4/5 + 30,000,000 \times 1.0 \times 1/5 \times (1 - 0.3) = 28,200,000$ ① |
| 土 地 | 60,000,000 | 78,500,000 | |
| 保 険 積 立 金 | 0 | 0 | $8,000,000 - 8,000,000 = 0$ ① |
| 繰 延 資 産 | 0 | 0 | 財産性のないものは評価しない。 ① |
| 未 収 保 険 金 | 30,000,000 | 30,000,000 | ① |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 合 計 | 179,534,000 | 191,234,000 | |
| (ロ) 負債の部 | | | (単位：円) |
| 科 目 | 帳 簿 価 額 | 相 続 税 評 価 額 | 計 算 過 程 |
| 買 掛 金 | 29,548,000 | 29,548,000 | |
| 未 払 費 用 | 2,174,000 | 2,174,000 | |
| 借 入 金 | 12,000,000 | 12,000,000 | |
| 貸 倒 引 当 金 | 0 | 0 | 債務性のない負債のため計上しない。 ① |
| 未 払 法 人 税 | 3,062,000 | 3,062,000 | 千円未満切捨 |
| 未 払 消 費 税 | 1,786,000 | 1,786,000 | 千円未満切捨 |
| 未 払 事 業 税 | 1,426,000 | 1,426,000 | 千円未満切捨 |
| 未 払 道 府 県 民 税 | 872,000 | 872,000 | 千円未満切捨 ① |
| 退 職 手 当 金 等 | 15,000,000 | 15,000,000 | ① |
| 保 険 差 益 に 対 す る 法 人 税 等 | 2,590,000 | 2,590,000 | $(30,000,000 - 8,000,000 - 15,000,000) \times 37\% = 2,590,000$ ① |
| | | | |
| | | | |
| 合 計 | 68,458,000 | 68,458,000 | |

| 計 算 過 程 |
|---|
| ① $191,234,000 - 68,458,000 = 122,776,000$ |
| ② $179,534,000 - 68,458,000 = 111,076,000$ |
| ③ $(① - ②) \times 37\% = 4,329,000$ |
| ④ $\frac{① - ③}{50,000株} = 2,368$ (円未満切捨) ① |

| 財 産 の 種 類 | 取 得 者 | 課税価格に算入される金額 | 計 算 過 程 |
|-----------|-------|--------------|---|
| ○社株式 | 配偶者乙 | 11,840,000 | (1) 類似業種比準価額 $40,000,000 \div 50,000株 = 800$ 、 $40,000,000 \div 50 = 800,000株$ A 112、122、123、120、121 ∴ 112 ③ $\frac{(1,250,000 + 1,100,000) \div 2}{800,000株} = 1.4$ (10銭未満切捨) ④イ $\frac{51,700,000}{800,000株} = 64$ (円未満切捨) ④ロ $\frac{(51,700,000 + 54,750,000) \div 2}{800,000株} = 66$ (円未満切捨) ハ イ < ④ロ ∴ 64 ④ $\frac{40,000,000 + 65,250,000}{800,000株} = 131$ (円未満切捨) $112 \times \left(\frac{1.4 + 64 + 131}{3} \right) (2.77) \times 0.7 = 217.1$ (10銭未満切捨) $217.1 \times \frac{800}{50} = 3,473$ (円未満切捨) ② (2) 純資産価額 2,368 (3) (1) > (2) ∴ 2,368 乙 $2,368 \times 5,000株 = 11,840,000$ A $2,368 \times 20,000株 = 47,360,000$ H $2,368 \times 5,000株 = 11,840,000$ |
| | 子 A | 47,360,000 | |
| | 孫 H | 11,840,000 | |
| | | ① | |

| 財産の種類 | 取得者 | 課税価格に算入される金額 | 計 算 過 程 |
|--------|-------------|--|---|
| 生命保険金等 | | | |
| | 配偶者乙 | 28,000,000① | $30,000,000 - 2,000,000 = 28,000,000$ |
| | 子 C | 12,000,000① | ① $2,600,000 \times 9.222 = 23,977,200$ ② 24,000,000 ③ ① < ② ∴ 24,000,000 $24,000,000 \times 50\% = 12,000,000$ |
| | 配偶者乙 子 C | $\Delta 21,000,000$ $\Delta 9,000,000$ ② | (生命保険金等の非課税金額の計算) ① $5,000,000 \times 6人 = 30,000,000$ ② $28,000,000 + 12,000,000 = 40,000,000$ ③ ① < ② ∴ 30,000,000 $\left. \begin{array}{l} \text{乙} \\ \text{C} \end{array} \right\} 30,000,000 \times \left\{ \begin{array}{l} \frac{28,000,000}{40,000,000} = 21,000,000 \\ \frac{12,000,000}{40,000,000} = 9,000,000 \end{array} \right.$ |

| | | | |
|--------|------|-------------|---|
| 退職手当金等 | | | |
| | 配偶者乙 | 15,000,000 | |
| | 配偶者乙 | △15,000,000 | (退職手当金等の非課税金額の計算) ① $5,000,000 \times 6 \text{人} = 30,000,000$ ② 15,000,000 ③ $① \geq ② \therefore 15,000,000$ |

(4) 小規模宅地等の特例の計算

(単位：円)

| 計 算 過 程 | | |
|---|-------|---------------|
| <p>① 減額単価（特例対象宅地等及び減額割合①）</p> <p>宅地 I (E) $\frac{91,327,500}{150\text{m}^2} \times 50\% = 304,425$ → ②順位</p> <p>宅地 J (C) $\frac{60,800,000}{\text{※}160\text{m}^2} \times 80\% = 304,000$ ($304,000 \times \frac{330}{200} = 501,600$) → ①順位</p> <p>※ $320\text{m}^2 \times \frac{1}{2} = 160\text{m}^2$</p> <p>② 有利選択</p> <p>C取得の特定居住用宅地等160㎡及びE取得の貸付事業用宅地等※103.03030303㎡を選択</p> <p>※ $200\text{m}^2 - 160\text{m}^2 \times \frac{200}{330} = 103.03030303\text{m}^2 < 150\text{m}^2$ ∴ 103.03030303㎡</p> <p>③ 減額計算</p> <p>宅地 I $304,425 \times 103.03030303\text{m}^2 = 31,365,000$</p> <p>宅地 J $304,000 \times 160\text{m}^2 = 48,640,000$</p> | | |
| 特 例 適 用 対 象 財 産 | 取 得 者 | 課税価額から減額される金額 |
| 宅地 I | 養子 E | 31,365,000① |
| 宅地 J | 子 C | 48,640,000① |

(5) 課税価格から控除すべき債務及び葬式費用

(単位：円)

| 債 務 及 び 葬 式 費 用 | 負 担 者 | 金 額 | 計 算 過 程 |
|-----------------|---------|-------------|---|
| 債 務 | 配 偶 者 乙 | △2,480,000① | $600,000 + 380,000 + 1,500,000 = 2,480,000$ |
| 葬式費用 | 子 C | △4,600,000 | $4,500,000 + 100,000 = 4,600,000$ 香典返戻費用、墓碑及び墓地の購入費用、初七日の法要費用は控除できない。① |

(6) 課税価格に加算する贈与財産(暦年贈与財産)価額の計算

(単位：円)

| 贈与年分 | 受贈者 | 加算される贈与財産価額 | 計 算 過 程 |
|-------|-------|----------------|-----------------------------|
| 平成28年 | 孫 G | — | 相続又は遺贈により財産を取得していないため加算なし。① |
| 平成29年 | 養子 C' | 2,000,000 | |
| 平成29年 | 孫 F | 5,000,000 ① | |
| | | | |
| | | | |

(7) 相続時精算課税に係る贈与財産価額の計算

(単位：円)

| 贈与年分 | 受贈者 | 加算される贈与財産価額 | 計 算 過 程 |
|-------|-----|-------------|---------|
| 平成28年 | 子 A | 8,000,000① | |
| | | | |
| | | | |

(8) 相続人等の課税価格の計算

(単位：円)

| 相続人等区分 | 配偶者乙 | 子A | 子C | 養子C' | 孫D | 養子E | 孫F | 孫G | 孫H |
|--------------------|-------------|------------|------------|------------|------------|-------------|------------|----|------------|
| 相続又は遺贈による取得財産 | 258,050,080 | 57,860,000 | 21,160,000 | 19,640,000 | 43,350,000 | 118,262,500 | 21,680,000 | | 11,840,000 |
| みなし取得財産 | 7,000,000 | | 3,000,000 | | | | | | |
| 相続時精算課税の適用を受ける贈与財産 | | 8,000,000 | | | | | | | |
| 債務及び葬式費用 | △2,480,000 | | △4,600,000 | | | | | | |
| 生前贈与加算(暦年課税分) | | | | 2,000,000 | | | 5,000,000 | | |
| 課税価格(1,000円未満切捨て) | 262,570,000 | 65,860,000 | 19,560,000 | 21,640,000 | 43,350,000 | 118,262,000 | 26,680,000 | | 11,840,000 |

2 納付すべき相続税額の計算

(1) 相続税の総額の計算

| 課税価格の合計額 | | 遺産に係る基礎控除額 | 課税遺産額 |
|------------|---|----------------------------|---------------------------|
| 569,762 千円 | | 30,000+6,000×6人=66,000① 千円 | 503,762 千円 |
| 法定相続人 | 法定相続分 | 法定相続分に応ずる取得金額 | 相続税の総額の基となる税額 |
| 配偶者乙 | $\frac{1}{2}$ | 251,881 千円 | 86,346,450 円 |
| 子 A | $\frac{1}{2} \times \frac{1}{5} = \frac{1}{10}$ | 50,376 | 8,112,800 |
| 子 C | $\frac{1}{2} \times \frac{1}{5} = \frac{1}{10}$ | 50,376 | 8,112,800 |
| 養子 C' | $\frac{1}{2} \times \frac{1}{5} = \frac{1}{10}$ | 50,376 | 8,112,800 |
| 養子 E | $\frac{1}{2} \times \frac{1}{5} + \frac{1}{2} \times \frac{1}{5} \times \frac{1}{2} = \frac{3}{20}$ | 75,564 | 15,669,200 |
| 孫 F | $\frac{1}{2} \times \frac{1}{5} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{20}$ | 25,188 | 3,278,200 |
| | (法定相続分①) | | |
| 合計 | 6 人 | 1 | (100円未満切捨て) 129,632,200 円 |

(2) 各相続人等の納付すべき相続税額の計算

(単位：円)

| 区分 | | 相続人等 | | | | | | | | |
|---------------------|--------------------|-------------|------------|-----------|-----------|------------|------------|-----------|----|-----------|
| | | 配偶者乙 | 子A | 子C | 養子C' | 孫D | 養子E | 孫F | 孫G | 孫H |
| 算出税額 | | 59,739,903 | 14,984,461 | 4,450,289 | 4,923,530 | 9,862,988 | 26,906,959 | 6,070,231 | | 2,693,835 |
| 加算又は減算 | 相続税額の2割加算額 | | | | | 1,972,597 | | | | 538,767 |
| | 贈与税額控除額 (暦年課税分) | | | | △ 194,000 | | | △ 485,000 | | |
| | 配偶者の税額軽減額 | △59,739,903 | | | | | | | | |
| | 未成年者控除額 | | | | | | △ 400,000 | | | |
| 差引税額 | | 0 | 14,984,461 | 4,450,289 | 4,729,530 | 11,835,585 | 26,506,959 | 5,585,231 | | 3,232,602 |
| 納付税額 (100円未満切捨て) | | 0 | 14,984,400 | 4,450,200 | 4,729,500 | 11,835,500 | 26,506,900 | 5,585,200 | | 3,232,600 |

納付税額まで求めているら①

| 加算及び控除の項目 | 対象者 | 金額 | 計 算 過 程 |
|-------------------|----------|--------------|---|
| 相続税額の2割加算 | 孫 D | 1,972,597 | $9,862,988 \times \frac{20}{100} = 1,972,597$ |
| | 孫 H ① | 538,767 | $2,693,835 \times \frac{20}{100} = 538,767$ |
| 贈与税額控除 (暦年課税分) | 養子 C | △ 194,000① | $(2,000,000 + 3,000,000 - 1,100,000) \times 15\% - 100,000 = 485,000$ $485,000 \times \frac{2,000,000}{2,000,000 + 3,000,000} = 194,000$ |
| | 孫 F | △ 485,000① | $(5,000,000 - 1,100,000) \times 15\% - 100,000 = 485,000$ |
| 配偶者の税額軽減 | 配偶者乙 | △ 59,739,903 | (1) 59,739,903 (2)① $569,762,000 \times \frac{1}{2} = 284,881,000 \geq 160,000,000 \therefore 284,881,000$ ② 262,570,000 ③ ① > ② $\therefore 262,570,000$ ④ $\frac{129,632,200 \times ③}{569,762,000} = 59,739,903$ (3) (1) ≤ (2)④ $\therefore 59,739,903$ (算式②) |
| 未成年者控除 | 養子 E | △ 400,000① | $100,000 \times (20\text{歳} - 16\text{歳}) = 400,000$ |

第68回 税理士試験 相続税法 講評

第一問

問1 みなし個人に対する課税をテーマとした応用理論の出題でした。昨年同様、改正項目を重視した出題が予想されていたこともあり、ネットスクール及び資格スクール大栄においては、直前のおおる模試で同じ問題を出題していました。したがって、多くの受講生の方々は的確に解答の範囲を捉えることができたと思われます。また、公開無料予想会においても同テーマについては出題予想理論の最終2題に挙げており、こちらの予想会をご視聴された受験生の方にとっても大きなアドバンテージになったのではと思われます。とくに「特定一般社団法人等」の内容については高い精度をもって解答できていることが望ましく、計算方法についても①と②の両方を記述できていればより良かったと言えます。「受益者等が存しない信託等の特例」の内容については、①と②の記述内容を省略したとしても十分合格点は確保できると思われます。解答目安時間は25分～30分程度です。

問2 「特定居住用宅地等」及び「貸付事業用宅地等」の適用要件を問う個別理論の出題でした。問2についても改正項目からの出題でしたが、問1同様、直前の答練でいずれも出題していたこともあり、しっかりと解答できた受講生も多かったと思われます。とくに改正項目の箇所について記述しているかどうかポイントになります。解答時間の目安は15分～20分程度です。

第二問

昨年同様、全体的に解答しやすい総合問題でした。ただし、ボリュームが比較的多かったため、納付税額まで完答できれば大きなアドバンテージになるでしょう。解答時間の目安は75分程度です。なお、差のつく項目がほとんどなかったと言えますが、あえて挙げますと以下のとおりです。

| | | | |
|-----------------------|--------------|--------------------|--------------|
| (1) 財産評価 (下記(2)以外) | 山林P | R社の転換社債 | |
| | × 倍率方式による評価 | × 評価算式の間違い | |
| (2) O社株式 | 資産の部 | 負債の部 | 類似業種比準価額 |
| | × 建物、土地の評価ミス | × 保険差益に対する法人税等の未計上 | × 電卓ミス、計算ミス |
| (3) その他 | W生命保険 | 小規模宅地等の特例 | 贈与税額控除額(暦年分) |
| | × 負担割合の乗じ忘れ | × 貸付事業用宅地等の判定 | × 一般税率による計算 |

合格ボーダーライン

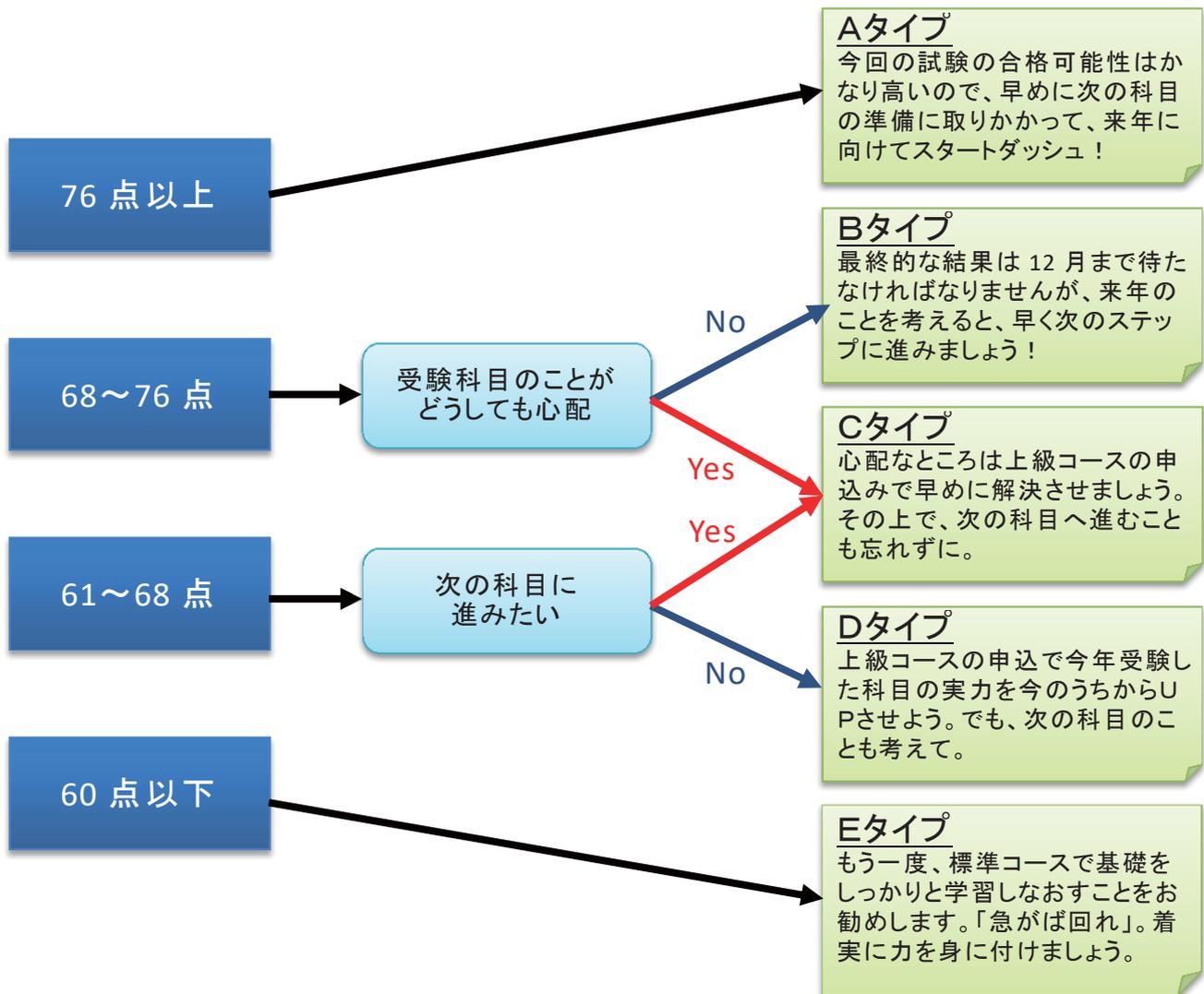
以下、合格ボーダーラインの予想です。

| | | | |
|--------------|----------|-----------------|-----|
| 第一問 (理論 50点) | | 第二問 (計算 50点) | 合計 |
| 問1 / 30点 | 問2 / 20点 | | |
| 23点 | 15点 | 38点 | 76点 |

第69回税理士試験受験に向けたコース案内

第68回税理士試験の受験お疲れ様でした。今年の本試験も終わり、第69回税理士試験受験に向けた準備のスタートです。第69回税理士試験受験に向けた科目選択やコース選択の悩みを解消するため、フローチャートで確認してみてください。

なお、下記に示す点数は、解答速報の予想配点に基づくものになります。



第69回税理士試験に向けた受験対策講座は、平成30年8月末より各科目順次開講します。みなさんの合格へのサポートを経験豊富な講師陣を中心に行っていきます。ご受講、お待ちしております。

税理士講座一同

第 69 回税理士試験対策 WEB 講座のご案内

第 68 回税理士試験の受験お疲れ様でした。今年の本試験が終わると、多くの方は来年度、第 69 回税理士試験受験に向けた準備を始められることと思います。

ネットスクールでは、8 月後半より 2019 年度(第 69 回)税理士試験に向けた科目選びや講座選びに役立つイベントをインターネット上で無料配信致します。WEB 講座や解答速報会と同じシステムを使うので、リアルタイムでご参加頂くと、チャットを通じて講師に直接相談や質問をすることも可能です。

第 69 回税理士試験対策 WEB 講座無料イベントスケジュール

※都合により予告なく変更となる場合がございます。ご了承ください。

| 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
|-----|----------------------------------|------|---|------|---|----|
| 8/6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 |
| | ← 第 68 回税理士試験本試験 → | | | | | |
| 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 |
| 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
| | ← 科目別 WEB 講座無料説明会(20:00~) → | | | | | |
| | 法人税法 | 消費税法 | 簿記/財表 | 相続税法 | 【無料説明会】 各科目の概要や WEB 講座の特長・学習スタイルなどをお伝えします。 | |
| 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 9/1 | 2 |
| | ← WEB 講座開講前無料オリエンテーション(20:00~) → | | | | | |
| | 簿記/財表 | 法人税法 | 消費税法 | 相続税法 | 【無料オリエンテーション】 開講に先立ち、科目別の効率的な学習方法や心構えをお伝えします。 | |
| 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |
| | ← WEB 講座開講無料体験講義(20:00~) → | | | | | |
| | 簿記論 | 法人税法 | 財務諸表論 | 相続税法 | 【無料体験講義】 各コースの初回講義を配信します。実際の講義を体験して受講を検討する方はぜひご覧下さい。 | |
| 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 |
| | ← WEB 講座開講無料体験講義(20:00~) → | | | | | |
| | | 消費税法 | ※ 国税徴収法については、以下の日程より、すべてオンデマンド配信にてお届け予定です。 無料説明会・開講オリエンテーション: 8/24 開講無料体験講義: 9/3 | | | |
| | | | | | | |

WEB 講座の特長

インターネットで授業配信

講義はインターネットを通じて行います。パソコンと WEB 環境があれば、自宅でも会社でも受講可能です(事前に環境の確認ができます)。

Live 配信とオンデマンド配信のハイブリッド配信で安心

基本的に授業は決まった曜日・時間に生講義を配信します。Live 配信なので、チャットを使って講師に質問することも可能です。

また、配信した講義はすべて収録し、翌日以降オンデマンド(録画)配信します。見逃した講義はもちろん、復習のために何度も受講可能です。(開講後のお申込みも OK)

合格サポートもバッチリ!

疑問や不安があるときは、どんどんご質問ください。講義中のチャットはもちろん、電話やメール、受講生専用 SNS「学び舎」などのサポート手段をご用意しています。

スマホでの受講や倍速再生で効率的な学習が可能

WEB 講座はパソコンだけでなく、スマートフォンやタブレット端末(対応機種)でも受講できます。また、オンデマンド配信されている講義は 1.5 倍 / 2.0 倍速での再生にも対応しているので、忙しい方も効率的に学習できます。

パソコンでの受講画面イメージ →

1 講師画面

講義を行う講師の表情・動きを表示する画面です。

2 チャット画面

Live 講義中の講師へのメッセージを表示する画面です。

3 ホワイトボード画面

板書画面です。ここに講師が書き込みながら講義を進めます。

4 アンケートボタン

Live 講義中、講師が投げかけた質問に回答するボタンです。



【WEB 講座ショッピングクレジット金利無料キャンペーンのお知らせ】

3万円以上の WEB 講座のお申し込みでご利用頂けるショッピングクレジット(分割払い)の金利を、2018年8月31日(金)18時までの期間限定でネットスクールが全額負担いたします! この機会をお見逃しなく!

イベントや WEB 講座の詳細、受講のお申込はネットスクールホームページをご覧ください。皆様のご受講、お待ちしております。

<http://www.net-school.co.jp/> or 『ネットスクール』で検索!